

# 資料

平成20年3月28日

金融庁監督局

# 目次

I. 信用金庫・信用組合の現状について	
1. 協同組織金融機関（信金・信組）数の推移	4
2. 協同組織金融機関（信金・信組）の分布	5
3. 預金量の分布状況（19年3月末）	6
4. 協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移	7
5. 協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移	8
6. 預貸率・預証率（平残）の推移	9
7. 自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移	10
8. 協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員の推移	11
9. 協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移	12
10. 協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移	13
11. 本店所在地の状況（19年3月末）	14
12. 地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）	15
13. 中小企業の取引金融機関（従業者規模別）	16
14. 中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）	17
15. 中小企業の取引金融機関（売上高別）	18
16. 中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）	19
17. 協同組織中央機関について	20
18. 協同組織中央機関の余資運用について	21
II. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて	
・地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の経緯	23
・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム（基本的考え方）	24
・リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム	25
・新アクションプログラム（平成17～18年度）の経緯等	26

・地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム	27
・地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要	29
・地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について	32
・地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて	33
・信用金庫・信用組合の地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて	34

### Ⅲ. その他

・協同組織金融機関に係る諸計数	36
・協同組織中央機関（単体）に係る諸計数	37

## I. 信用金庫・信用組合の現状について

# 1. 協同組織金融機関（信金・信組）数の推移

## （信用金庫）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	金庫数
10年度	—	4	396
11年度	2	8	386
12年度	10	5	371
13年度	7	15	349
14年度	6	17	326
15年度	—	20	306
16年度	—	8	298
17年度	—	6	292
18年度	—	5	287
合計	25	88	—

## （信用組合）

年度	破たんによる減少	合併等による減少	組合数
10年度	20	—	322
11年度	15	16	291
12年度	6	5	280
13年度	28	5	247
14年度	43	17	191
15年度	—	10	181
16年度	—	6	175
17年度	—	3	172
18年度	—	4	168
合計	112	66	—

- (注) 1. 信金法施行時（昭和26年6月15日）の信用組合数は653組合。そのうち、信用金庫への改組を行ったものは560金庫。  
 2. 信金法施行に伴う改組期間満了（昭和28年6月14日）後の金庫・組合数のピーク（年度ベース）をみると、信用金庫は昭和28年度の559金庫。信用組合は昭和43年度の542組合。  
 3. 信用組合は、平成14年度において4組合が増加。

## 2. 協同組織金融機関（信金・信組）の分布

財務局	都道府県	信金数	信組数
北海道	北海道	25	8
東北	青森	5	1
	岩手	7	2
	宮城	5	4
	秋田	3	1
	山形	5	5
	福島	8	4
	関東	茨城	2
栃木		6	2
群馬		9	5
埼玉		4	3
千葉		5	3
東京		23	23
神奈川		8	6
山梨		2	2
新潟		9	13
長野		6	2

財務局	都道府県	信金数	信組数
東海	静岡	13	1
	愛知	15	9
	岐阜	7	5
	三重	5	1
北陸	富山	8	2
	石川	5	2
	福井	5	3
近畿	滋賀	3	2
	京都	3	1
	大阪	10	11
	兵庫	11	7
	奈良	3	-
	和歌山	3	1
	中国	岡山	8
広島		4	6
山口		6	2
鳥取		3	-
島根		3	1

財務局	都道府県	信金数	信組数
四国	香川	2	1
	徳島	2	-
	愛媛	4	-
	高知	2	2
福岡	福岡	8	5
	佐賀	4	3
	長崎	2	5
九州	熊本	4	3
	大分	3	2
	宮崎	5	1
	鹿児島	3	4
沖縄	沖縄	1	-
計		287	168

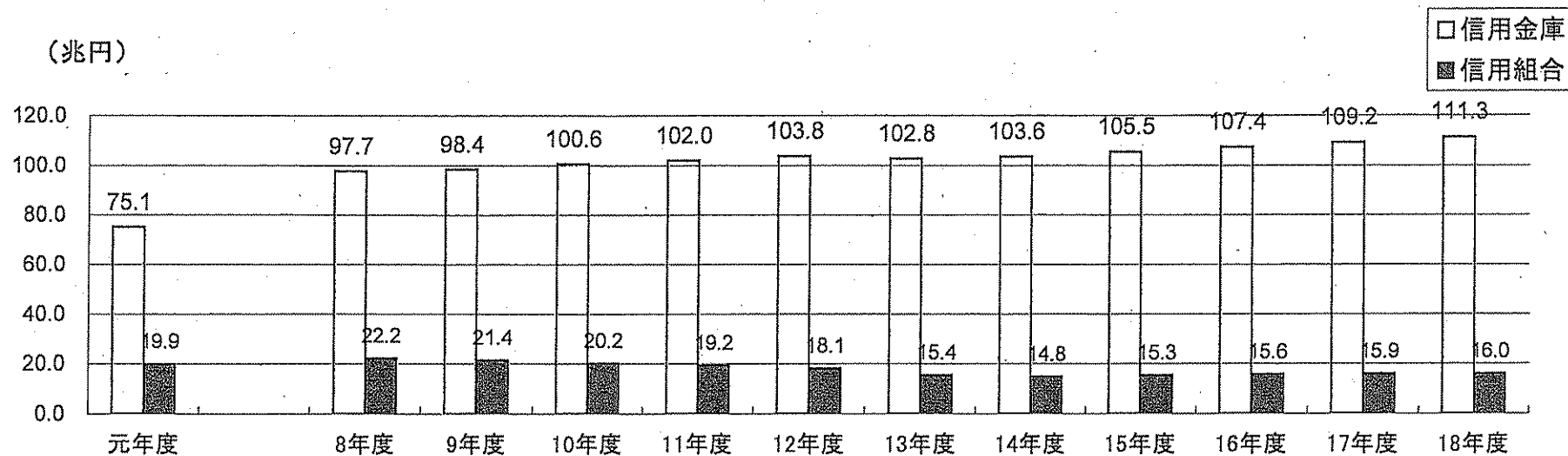
※計数は平成18年度末現在

### 3. 預金量の分布状況（19年3月末）

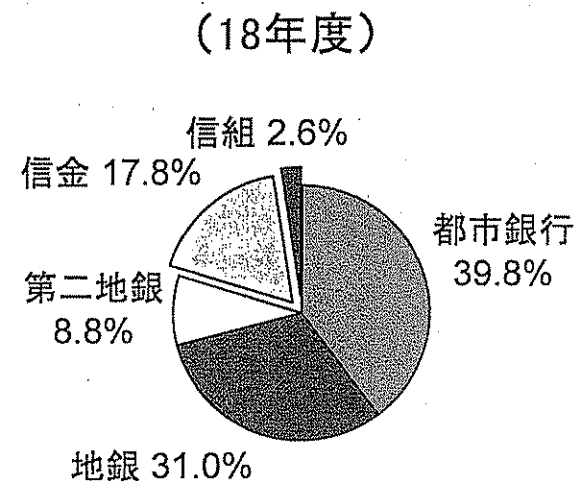
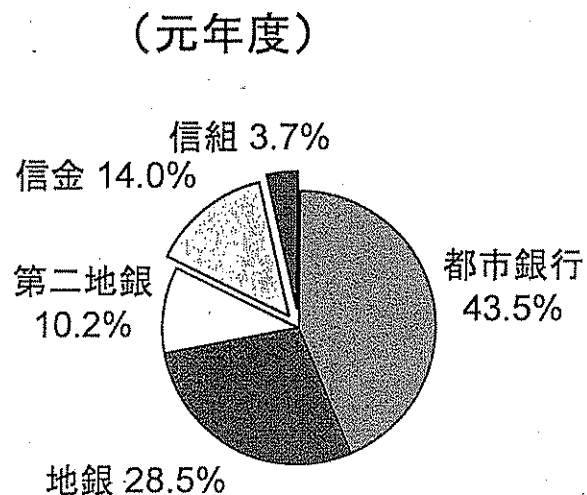
預金量	地方銀行	第二地銀	信用金庫	信用組合
5兆円～	9	1		
2兆円～	32	7	8	
1兆円～	17	13	16	1
5,000億円～	5	16	42	2
3,000億円～	1	4	48	6
2,000億円～		4	40	10
1,000億円～		1	70	29
500億円～			53	44
300億円～			10	31
100億円～				32
100億円未満				13

(出典)各金融機関公表資料

## 4. 協同組織金融機関（信金・信組）の預金量の推移



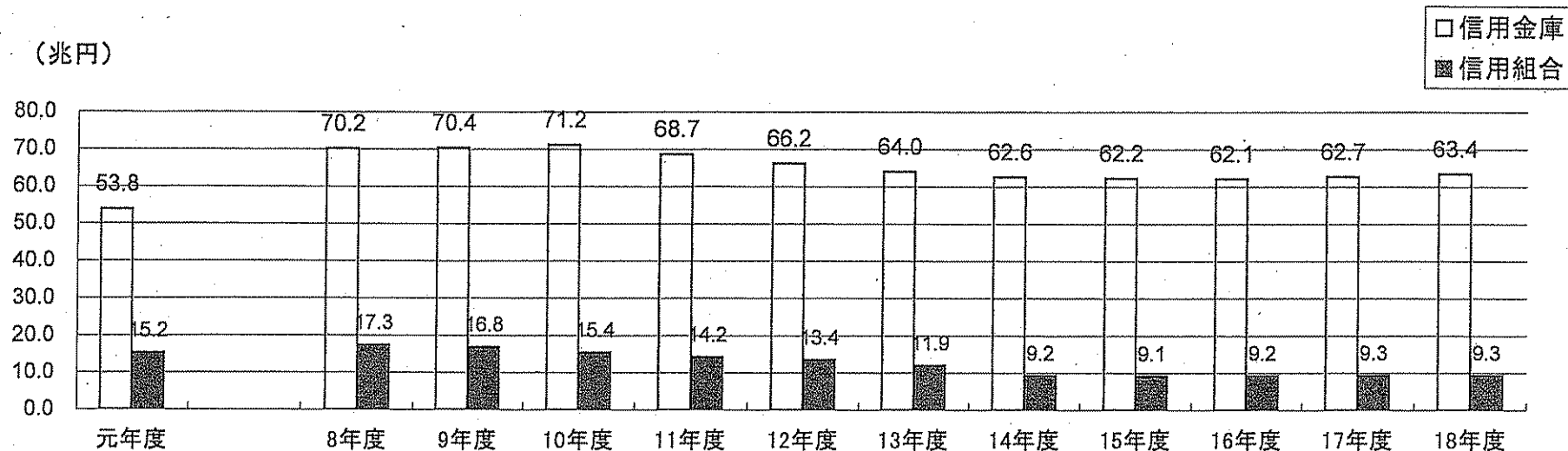
(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の預金量シェア



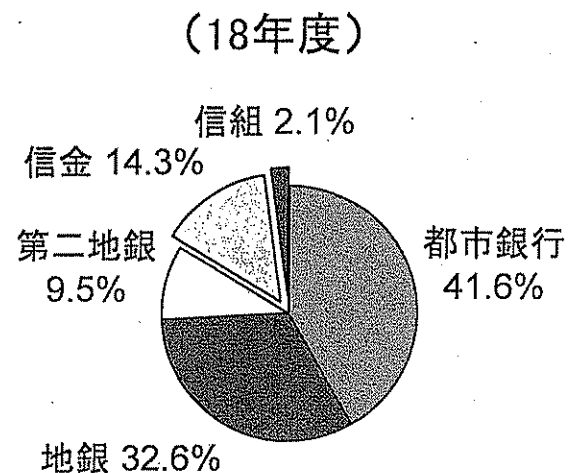
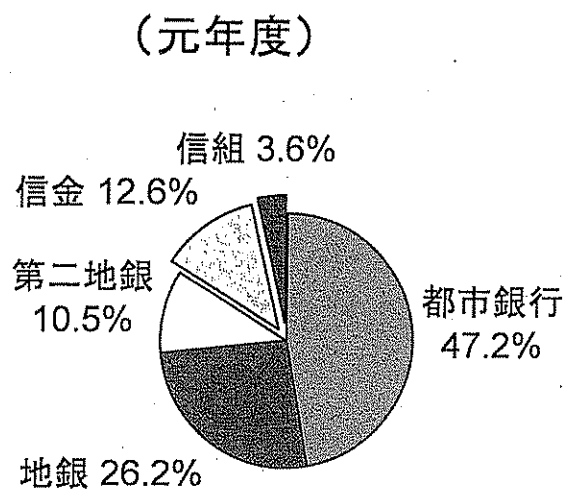
(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」



## 5. 協同組織金融機関（信金・信組）の貸出金の推移



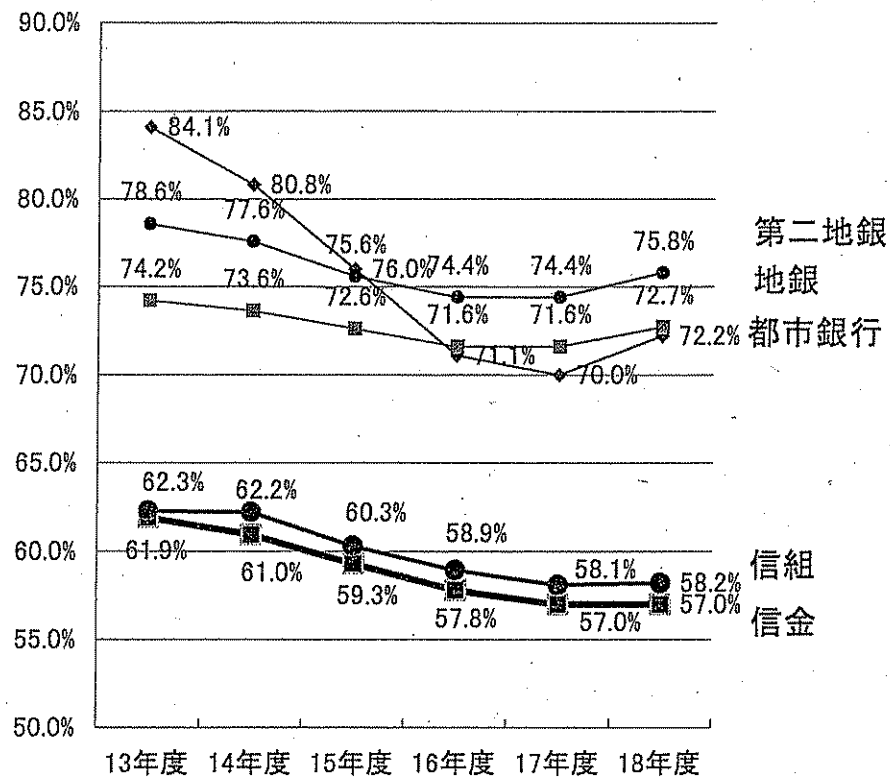
(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の貸出金シェア



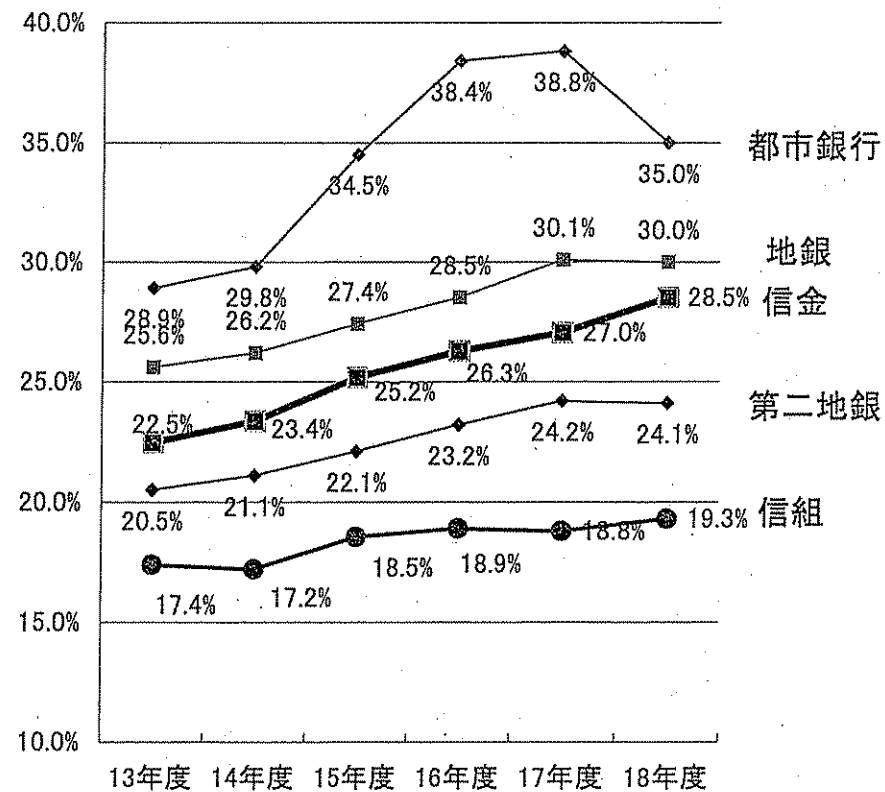
(出典) 日本銀行「民間金融機関の資産・負債」

## 6. 預貸率・預証率（平残）の推移

(預貸率)



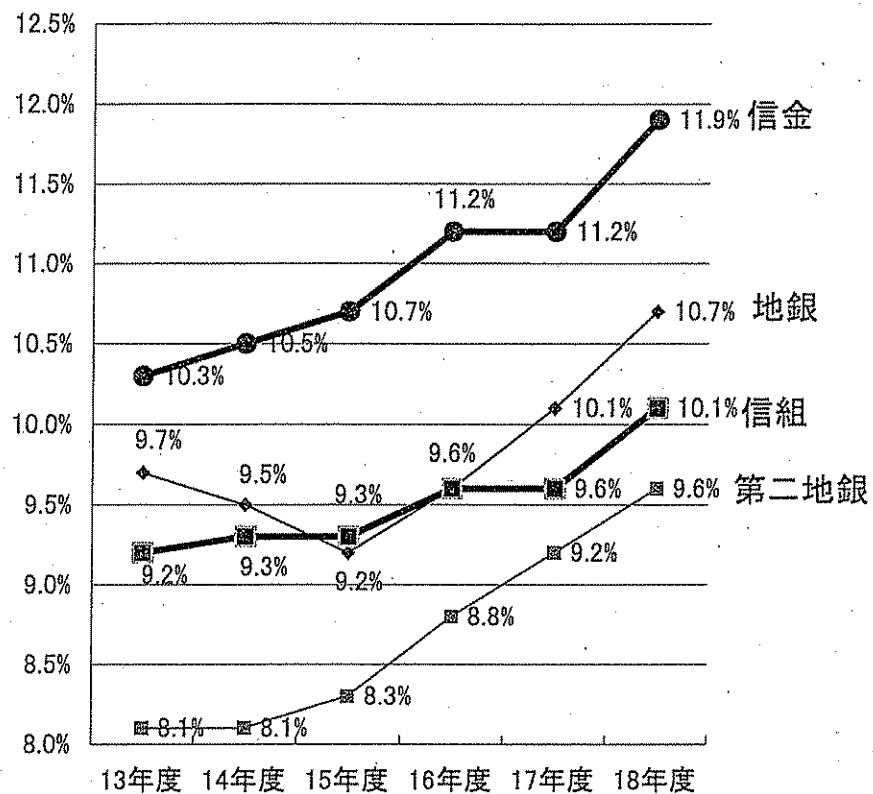
(預証率)



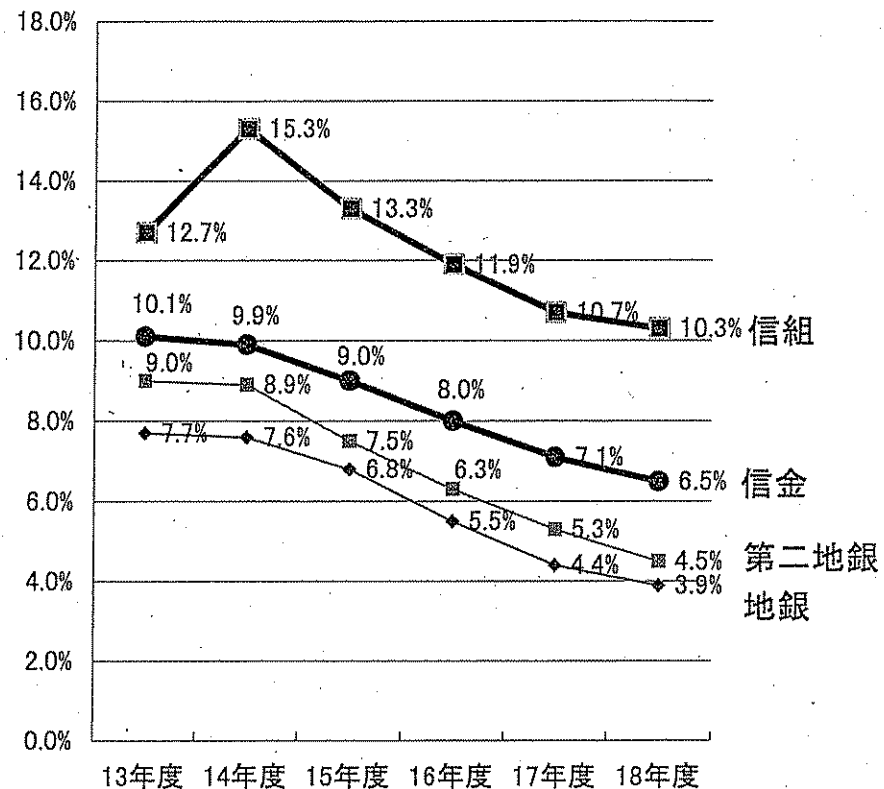
(出典)全国銀行協会「全国財務諸表分析」等

# 7. 自己資本比率・不良債権比率（金融再生法開示債権）の推移

(自己資本比率)



(不良債権比率)

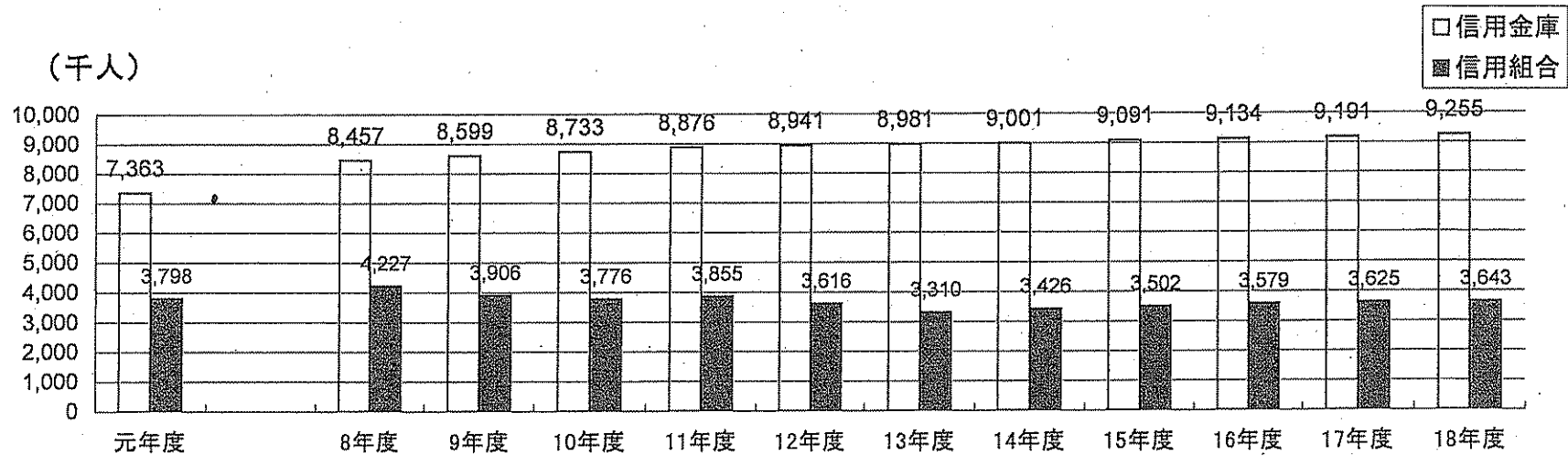


(注) 信金・信組には、中央金融機関を含む。

(出典) 自己資本比率:各業界団体、金融機関公表資料

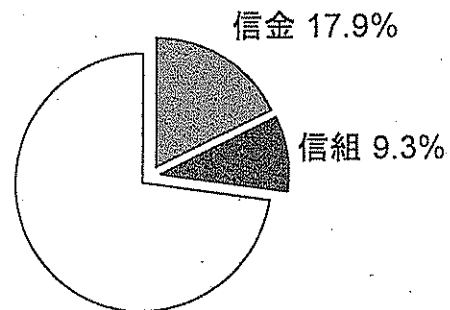
不良債権比率:当庁公表資料

## 8. 協同組織金融機関（信金・信組）の会員・組合員数の推移



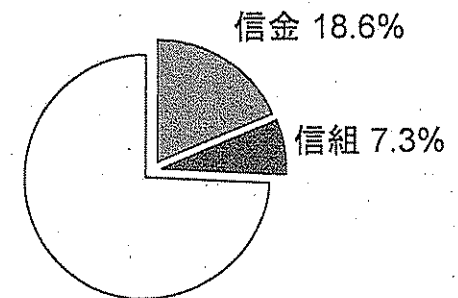
(参考) 全国世帯数に占める信金・信組の会員・組合員数のシェア

(元年度)



元年度については、平成2年国勢調査による全国世帯数(41,036千世帯)と比較。

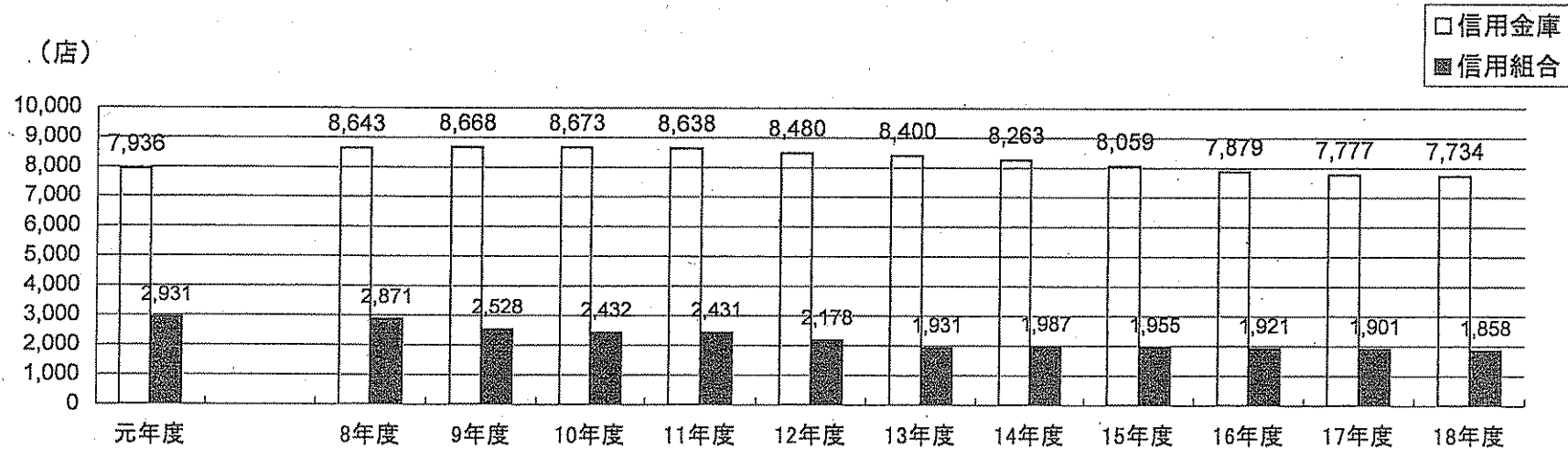
(17年度)



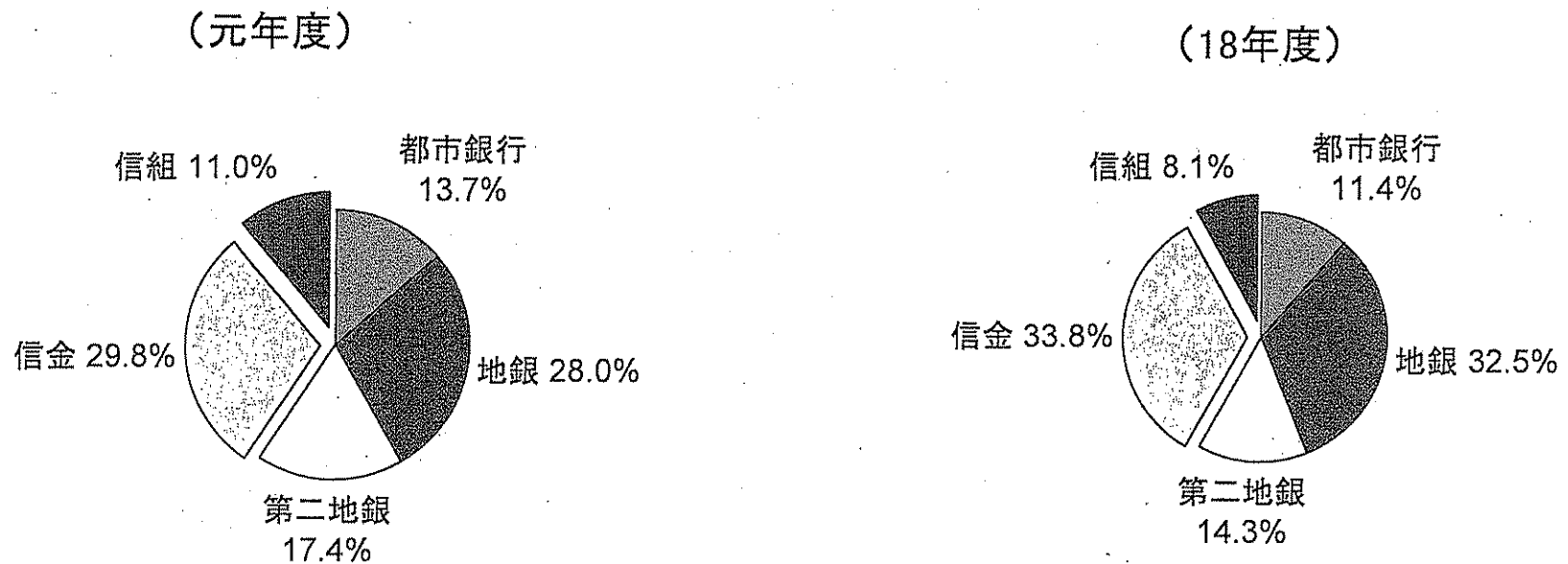
17年度については、平成17年国勢調査による全国世帯数(49,529千世帯)と比較。

(出典) 各業界団体公表資料等

## 9. 協同組織金融機関（信金・信組）の店舗数の推移

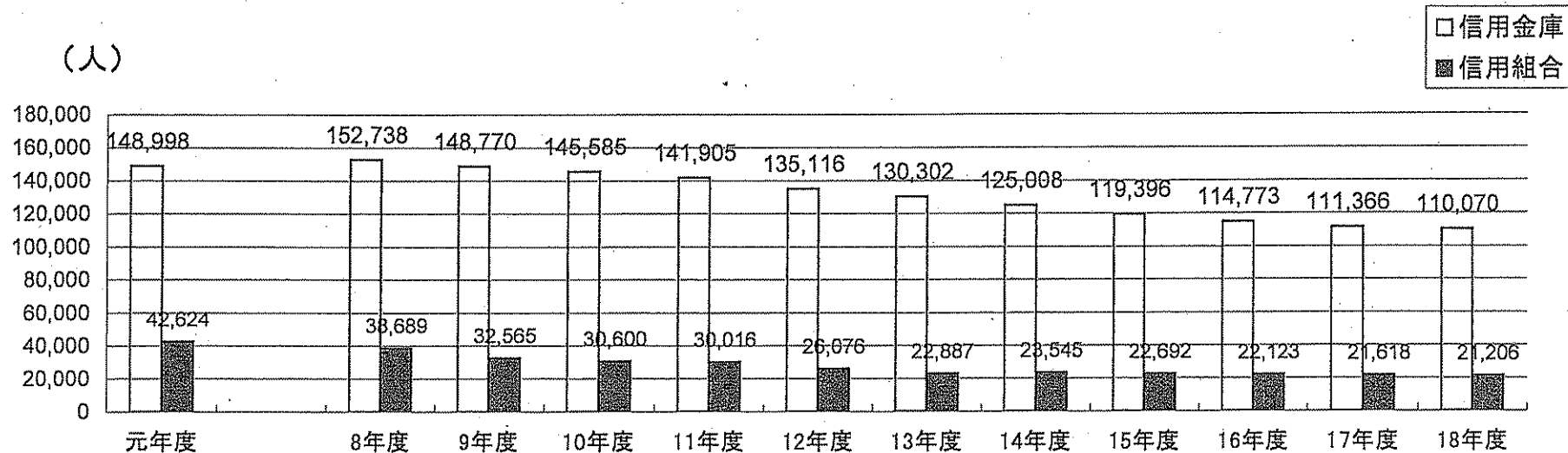


(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の店舗数シェア

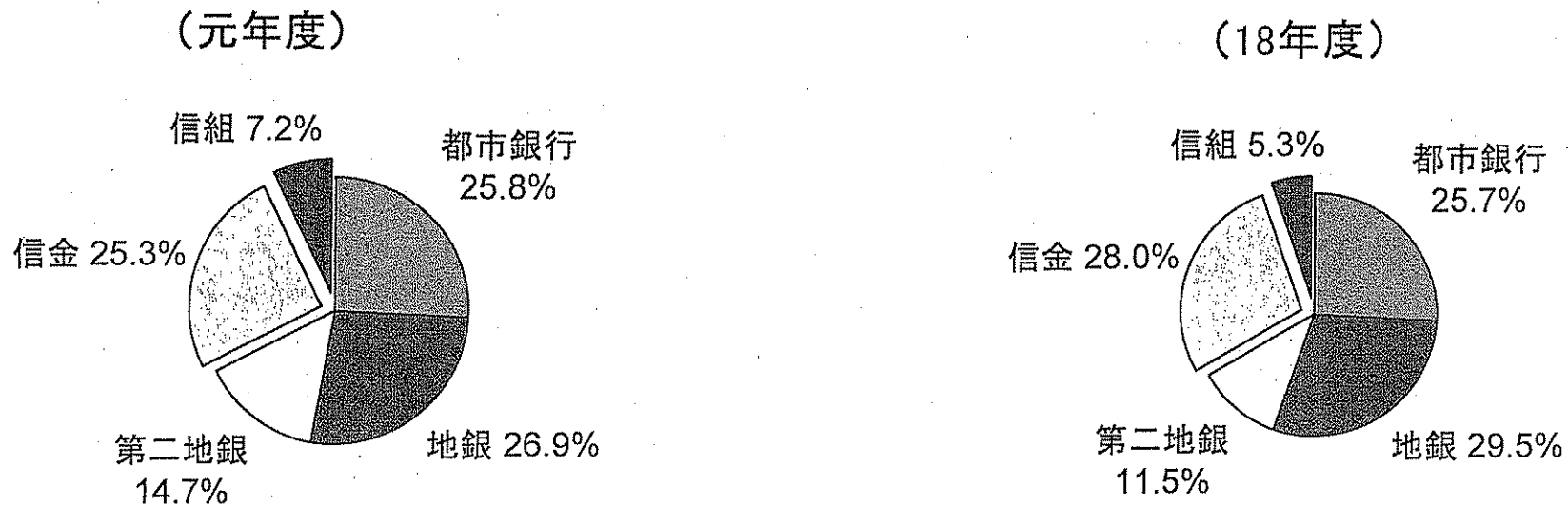


(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

# 10. 協同組織金融機関（信金・信組）の従業員数の推移



(参考) 都市銀行、地銀・第二地銀、信金、信組の従業員数シェア



(出典) 各業界団体、金融機関公表資料

## 11. 本店所在地の状況（19年3月末）

（単位：金融機関数）

本店所在地	都道府県庁所在地	都道府県庁所在地以外	合計
地方銀行	52（80.0%）	13（20.0%）	65（100%）
第二地方銀行	40（87.0%）	6（13.0%）	46（100%）
地域銀行計	92（82.9%）	19（17.1%）	111（100%）
信用金庫	75（26.1%）	212（73.9%）	287（100%）
信用組合	102（60.7%）	66（39.3%）	168（100%）
うち地域信用組合	43（41.0%）	62（59.0%）	105（100%）
信金・信組計	177（38.9%）	278（61.1%）	455（100%）

## 12. 地方におけるネットワークの状況（19年3月末現在）

（単位：店舗、％）

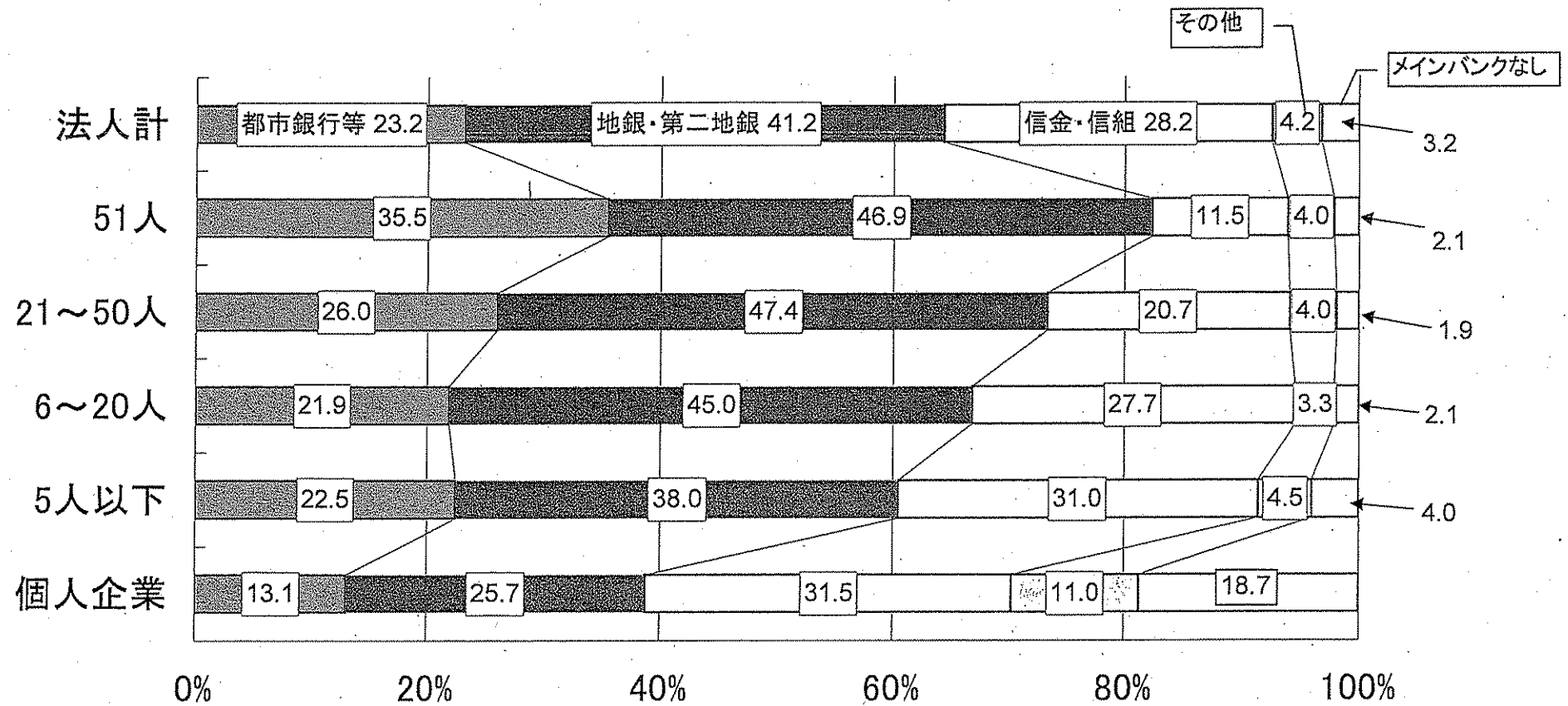
	全 国	青森県		高知県		北海道		兵庫県	
			八戸市		四万十市		帯広市		姫路市
全国銀行	13,381 ( 58.2 )	211 ( 60.6 )	42 ( 64.6 )	142 ( 71.7 )	4 ( 40.0 )	421 ( 38.9 )	10 ( 26.3 )	401 ( 44.9 )	26 ( 23.2 )
地銀・第二地銀	10,695 ( 46.6 )	210 ( 60.3 )	42 ( 64.6 )	139 ( 70.2 )	4 ( 40.0 )	400 ( 37.0 )	9 ( 23.7 )	258 ( 28.9 )	14 ( 12.5 )
信金・信組	9,592 ( 41.8 )	137 ( 39.4 )	23 ( 35.4 )	56 ( 28.3 )	6 ( 60.0 )	660 ( 61.1 )	28 ( 73.7 )	493 ( 55.1 )	86 ( 76.8 )
合 計	22,973 ( 100.0 )	348 ( 100.0 )	65 ( 100.0 )	198 ( 100.0 )	10 ( 100.0 )	1,081 ( 100.0 )	38 ( 100.0 )	894 ( 100.0 )	112 ( 100.0 )
(有効求人倍率)	1.05	0.44		0.49		0.52		0.94	

（注1）かっこ書きは、その地域に占める割合

（注2）姫路市の計数は、18年12月末現在



### 13. 中小企業の取引金融機関（従業者規模別）

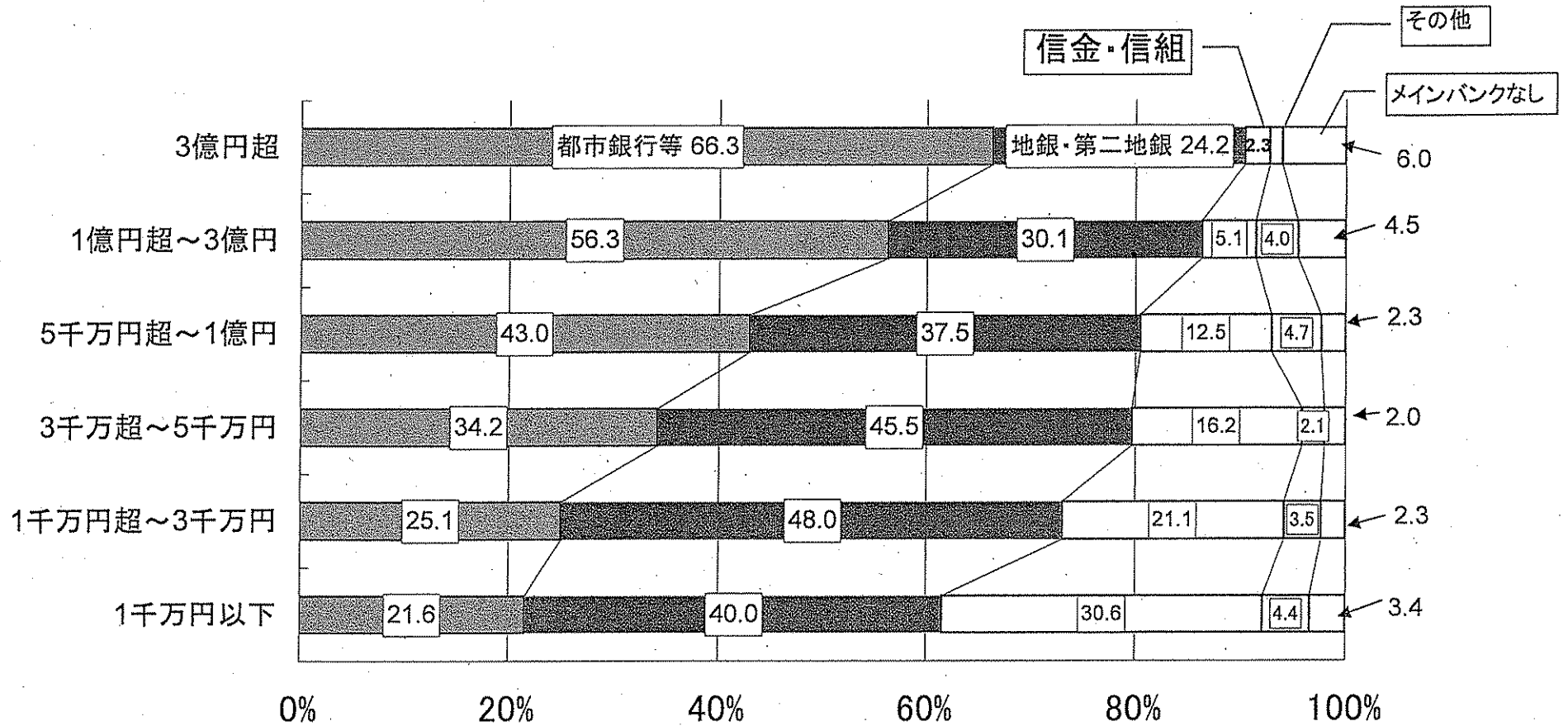


(出典) 中小企業実態基本調査 平成18年調査結果 (中小企業庁)

(注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等

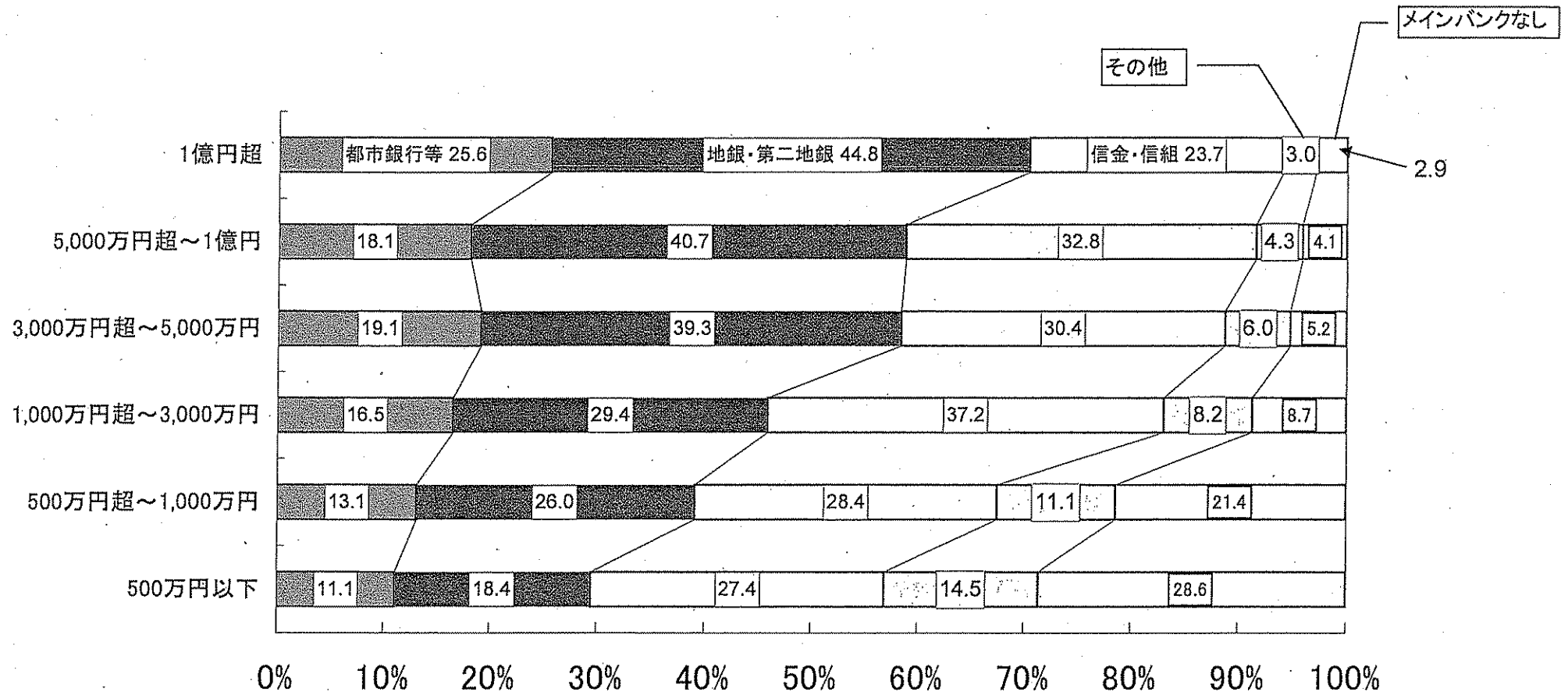
その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

# 14. 中小企業（法人企業）の取引金融機関（資本金階級別）



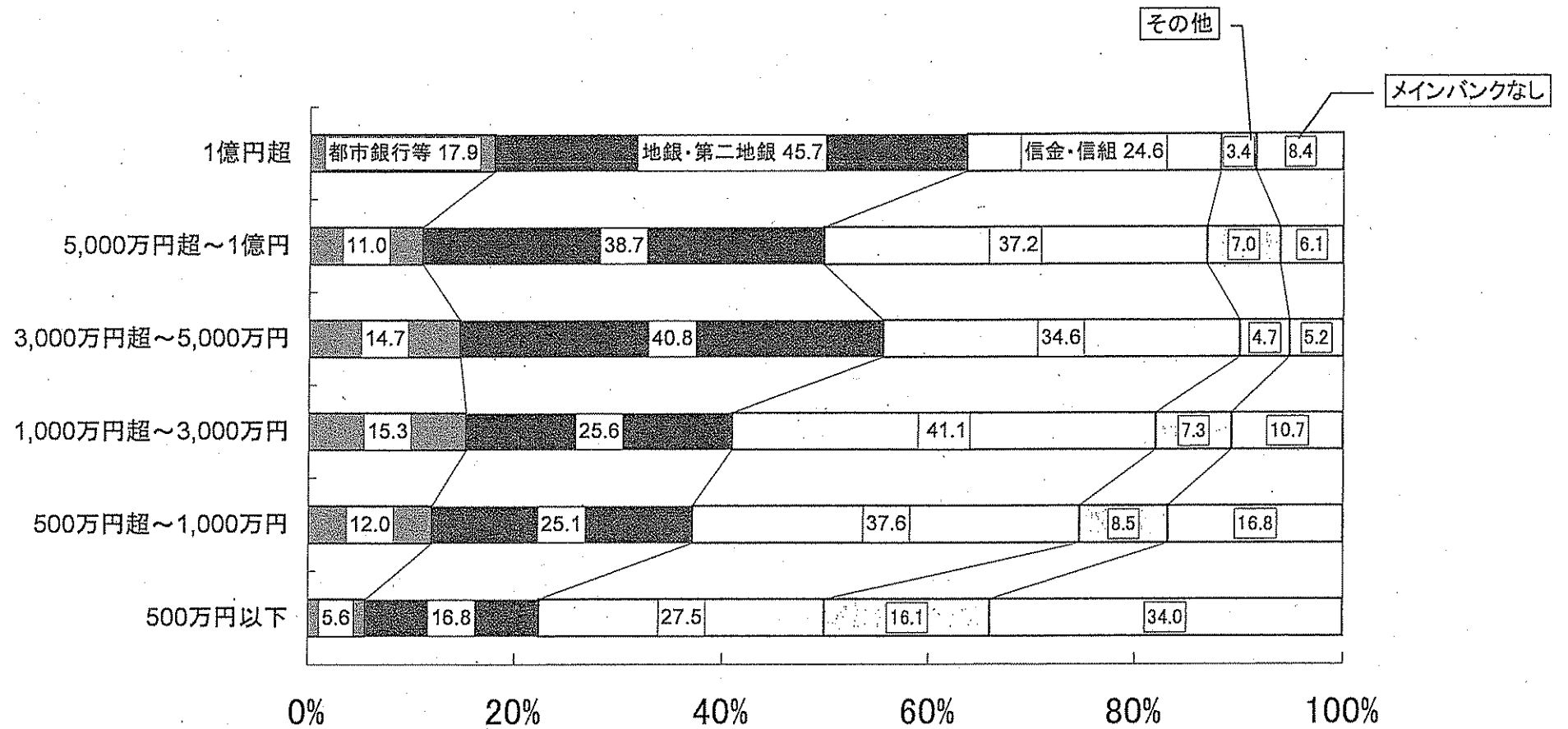
(出典) 中小企業実態基本調査 平成18年調査結果 (中小企業庁)  
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等  
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関

# 15. 中小企業の取引金融機関（売上高別）



(出典) 中小企業実態基本調査 平成18年調査結果 (中小企業庁)  
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等  
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関、無回答

# 16. 中小企業（小売業）の取引金融機関（売上高別）



(出典) 中小企業実態基本調査 平成18年調査結果 (中小企業庁)  
 (注) 都市銀行等：都市銀行・信託銀行・長期信用銀行等  
 その他：政府系中小企業金融機関、政府系金融機関、農林系金融機関、無回答

## 17. 協同組織中央機関について

### (概要)

1. 信金中央金庫・全国信用協同組合連合会は、それぞれ、信用金庫法・中小企業等協同組合法に基づき、全国の信金・信組を会員・組合員とする協同組織中央機関。
2. 具体的な業務は、個別金融機関としての業務に加え、協同組織中央機関として、傘下信金・信組の余裕資金の効率運用、各種業務支援、資本増強制度の運用等を行っている。

### 信金中央金庫の概要

1. 総資産 : 25兆9,592億円
2. 純資産 : 9,244億円
3. 当期純利益 : 362億円  
(有価証券運用利回り 1.29%)
4. 自己資本比率 : 19.91%
5. 職員数 : 1,052人

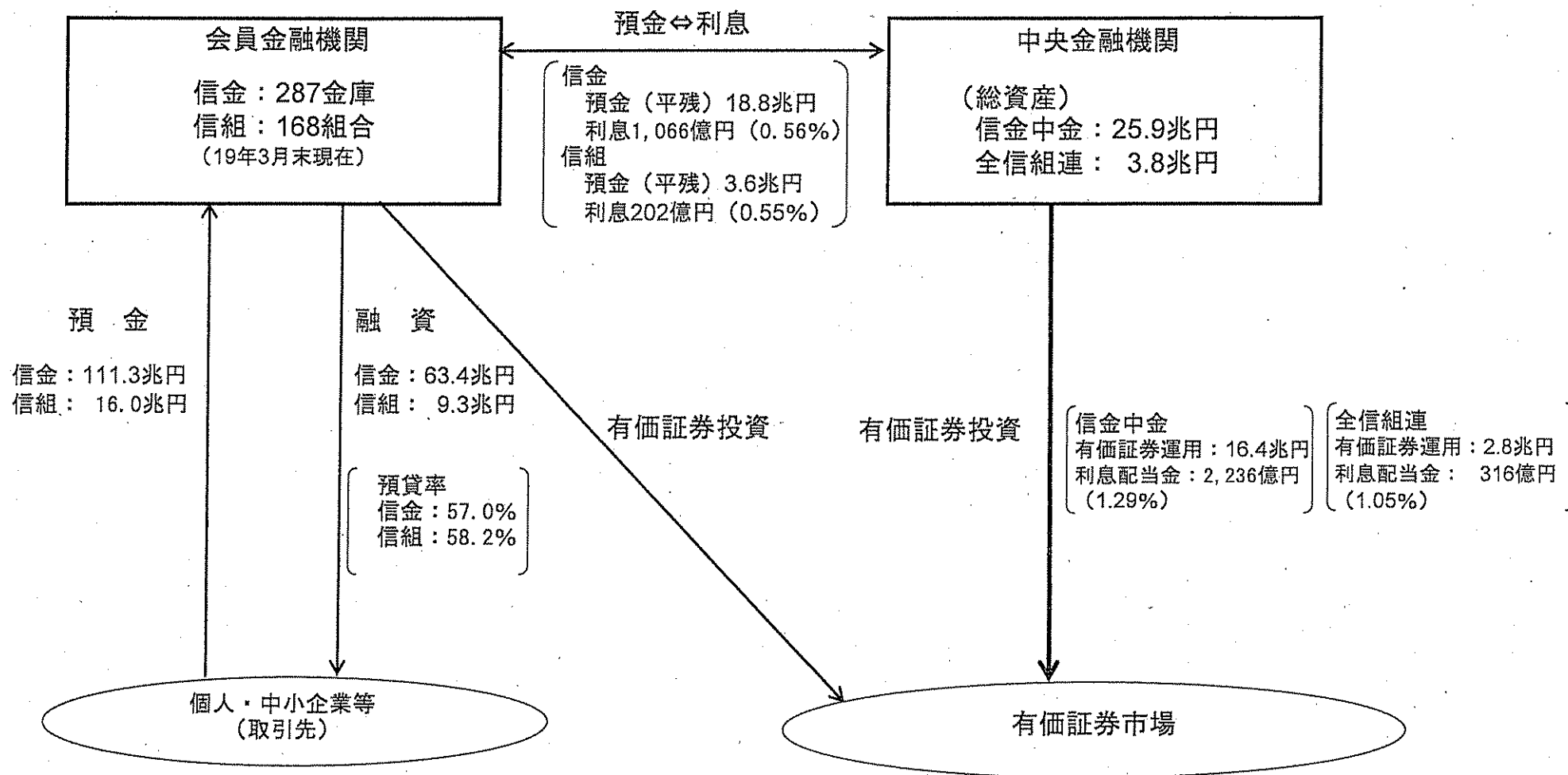
### 全国信用協同組合連合会の概要

1. 総資産 : 3兆8,585億円
2. 純資産 : 1,486億円
3. 当期純利益 : 45億円  
(有価証券運用利回り 1.05%)
4. 自己資本比率 : 16.45%
5. 職員数 : 285人

(注)計数は19年3月末現在(単体)

(出典)各協同組織中央機関公表資料

# 18. 協同組織中央機関の余資運用について



(注) 計数はいずれも19年3月期  
 (出典) 各業界団体、金融機関公表資料

## Ⅱ. 信用金庫・信用組合における地域密着型金融の取組みについて

## 地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の経緯

- 14年10月30日 「金融再生プログラム」を公表
- 15年 3月27日 金融審議会金融分科会第二部会報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を公表
- 15年 3月28日 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(第1次AP)を公表
- 16年12月24日 「金融改革プログラム」を公表
- 17年 3月28日 『「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(座長メモ)』を公表
- 17年 3月29日 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム(平成17~18年度)」(第2次AP)を公表
- 19年 4月 5日 金融審議会金融分科会第二部会報告「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について」を公表
- 19年 8月24日 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正を公表



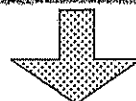
## リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(基本的考え方)

—中小・地域金融機関の不良債権問題の解決に向けた中小企業金融の再生と持続可能性(サステナビリティ)の確保—

### 金融再生プログラム(14年10月30日公表)

「中小・地域金融機関(※)の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討した上で、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定する」

(※) 地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合

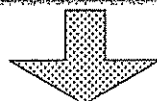


※「リレーションシップバンキング」=長期継続する関係の中から、借り手企業の経営者の資質や事業の将来性等についての情報を得て、融資を実行するビジネスモデル

### 金融審議会・金融分科会・第二部会報告『リレーションシップバンキングの機能強化に向けて』(15年3月27日公表)

《中小・地域金融機関の不良債権の特性を踏まえた処理の推進》

- 地域の中小企業とのリスクの共同管理やコストの共同負担を通じて、借り手と貸し手双方の健全性を確保し、リレーションシップバンキングの持続可能性(サステナビリティ)を保持していくことが基本
- 不良債権処理は、地域経済に与える影響を念頭に置きつつ、貸し手、借り手双方が十分に納得のいく形で進められる必要
- 適切な償却・引当により金融機関の健全性を確保しつつ、一定期間内に不良債権処理の体制整備を含むリレーションシップバンキングの機能強化に向けた具体策を実施することを基本に据えることが適当。具体的には、平成16年度までの2年間を地域金融に関する「集中改善期間」とした上で、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るための各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も解決していくことが適当



## アクションプログラム

平成15～16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

### 《Ⅰ. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

### 《Ⅱ. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督、検査体制

⇒ 各金融機関は本年8月末までに「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出。半期ごとに実施状況を当局がフォローアップ、取りまとめ公表

※主要行と同様のオフバランス化手法を取ることの困難性(上記金融審議会第二部会報告より)

- ① 地域の中小企業には、抜本的な企業再生手法の選択肢、担保処分の流動性、人材等の利用可能性が限定的。また、小規模事業者の場合、生活と経営が一体的で処理自体が困難
- ② 中小・地域金融機関は経営改善指導や企業再生に関するノウハウが十分でなく、体制も未整備。無理な処理を強いると、本来再生可能な中小企業まで廃業・清算に追い込まれる恐れ
- ③ 雇用の円滑な流動化や人材活用等の環境整備がなされないままに急速な処理を進めた場合、失業の急増を招くなど、地域経済に重大な影響を与えかねない

# リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム

(平成 15 年 3 月 28 日 協同組織金融機関関連抜粋)

## I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

### 4. 新しい中小企業金融への取組みの強化

(6) 地域集中リスクの軽減を図る観点から、協同組織中央機関に対し、個別金融機関のリスクを調整・吸収するための仕組みの検討を要請する。

## II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

### 3. ガバナンスの強化

(2) 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から以下の対応を行う。

- ① 各金融機関に対し、平成 15 年度から半期開示の実施を要請する。
- ② 監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。
- ③ 総代会の機能を強化するため、総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等について、各業界団体に対し、平成 15 年度中の検討を要請するとともに、各金融機関に対し、平成 16 年度中の実施を要請する。
- ④ 中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリング、経営相談・指導機能の充実を図るよう要請する。

### 6. 地域の金融システムの安定性確保

(2) 協同組織金融機関の地域集中リスクを軽減し、健全性の確保に万全を期すため、中央機関に対し、資本増強制度の活用等、個別金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを一層強化するよう要請する。また、中央機関に対し、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。

## 新アクションプログラム(平成17~18年度)の経緯等

### リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15年3月28日金融庁)

平成15~16年度の2年間(「集中改善期間」)に、リレーションシップバンキングの機能強化を確実に図る

#### 《I. 中小企業金融再生に向けた取組み》

1. 創業・新事業支援機能等の強化
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
6. 進捗状況の公表(各金融機関・業界で半期ごとに公表)

#### 《II. 健全性確保、収益性向上等に向けた取組み》

1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上
3. ガバナンスの強化
4. 地域貢献に関する情報開示等
5. 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
6. 地域の金融システムの安定性確保
7. 監督・検査体制

### 金融改革プログラム(16年12月24日金融庁)

「活力ある地域社会の実現を目指し、競争的環境の下で地域の再生・活性化、地域における起業支援など中小企業金融の円滑化及び中小・地域金融機関の経営力強化を促す観点から、関係省庁との連携及び財務局の機能の活用を図りつつ、地域密着型金融の一層の推進を図る。このため、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを…策定する」

金融審議会第二部会リレーションシップバンキングのあり方に関するWG  
(17年2月7日以降6回及び地方懇談会2回(福岡市、大阪市))

### 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理(17年3月28日金融審議会第二部会リハンのあり方に関するWG)

#### 《評価できる点》

- ・金融機関が地域において自ら果たす役割を再認識
  - ・融資姿勢や支援に向けた取組み状況は改善
  - ・地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進捗
- ⇒「集中改善期間」の金融機関の取組みについては一定の評価

#### 《不十分な点》

- ・地域密着型金融の本質が必ずしも正しく理解されていない
- ・金融機関の計画が絵花的、取組み姿勢・実績にバラッキ
- ・事業再生への取組み、目利き能力等が依然として不十分
- ・利用者に対する情報開示が不十分、等

#### 《新たなアクションプログラムに期待すること》

- (1) 地域密着型金融の継続的な推進
- (2) 地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- (3) 地域の特性等を踏まえた「選択と集中」による推進
- (4) 情報開示等の推進とこれによる規律付け、等

### 新アクションプログラム(平成17~18年度)

平成17~18年度の2年間に、地域密着型金融の一層の推進を図る

#### 《1. 事業再生・中小企業金融の円滑化》

- (1) 創業・新事業支援機能等の強化
- (2) 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- (3) 事業再生に向けた積極的取組み
- (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等
- (5) 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化
- (6) 人材の育成

#### 《2. 経営力の強化》

- (1) リスク管理態勢の充実
- (2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上
- (3) ガバナンスの強化
- (4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化
- (5) ITの戦略的活用
- (6) 協同組織中央機関の機能強化
- (7) 検査、監督体制

#### 《3. 地域の利用者の利便性向上》

- (1) 地域貢献等に関する情報開示
- (2) 中小企業金融の実態に関するデータ整備
- (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等
- (5) 利用者等の評価に関するアンケート調査

⇒ 各金融機関は17年8月末までに「地域密着型金融推進計画」を提出・公表。また、半期毎に進捗状況を公表

# 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

## 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化

### (4) 担保・保証に過度に依存しない融資の推進等

#### ② 中小企業の資金調達手法の多様化等

##### ○ 中小企業金融の円滑化等

協同組織中央機関に対し、中小企業金融の円滑化や協同組織金融機関における地域集中リスクの軽減等を図るため、貸出債権の流動化等に向けた取組みを要請する。【対協同組織中央機関】

## 2. 経営力の強化

### (3) ガバナンスの強化

#### ○ 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上

● 半期開示の内容充実について、業界団体に対し、検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】

● 総代会に一般の会員・組合員の意見を反映させる仕組み等、総代会の機能強化に向けた取組みについて、業界団体に対し、これまでの取組みを踏まえた検討を要請するとともに、各金融機関に対し、実施を要請する。【対協同組織金融機関、業界団体】

# 地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム

(平成 17 年 3 月 29 日 協同組織金融機関関連抜粋)

## 2. 経営力の強化

### (6) 協同組織中央機関の機能強化

#### ○ 協同組織中央機関の機能強化

- 協同組織中央機関に対し、個別金融機関に対する経営モニタリングや経営相談・指導の機能を拡充するとともに、個別金融機関の経営力強化を図り健全性確保に万全を期すための資本増強制度を積極的に活用するよう要請する。また、流動性の面で問題が生じた場合には、政府・日銀との連携の下、最大限の努力を行うよう要請する。

【対協同組織中央機関】

- 協同組織中央機関に対し、人材の育成や確保等を図りつつ、個別金融機関の経営管理態勢を強化するための人的支援を要請する。【対協同組織中央機関】

- 協同組織中央機関及び各金融機関に対し、市場リスクや収益性確保への対応として、個別金融機関の市場リスク管理態勢等の強化に向けて取り組むとともに、協同組織中央機関が個別金融機関の余裕資金を運用して収益を還元する機能等の一層の活用に向けて取り組むよう要請する。【対協同組織中央機関、協同組織金融機関】

地域密着型金融（15～18年度 第2次アクションプログラム終了時まで）の進捗状況の概要

I 地域金融機関（地域銀行、信金、信組、計566金融機関）から公表された実績のまとめ

1. 創業・新事業支援のための融資は、政府系金融機関等との協調融資は伸び悩んだものの、自前の創業等支援融資商品による融資が順調に増加するなど着実に進捗。

	< 15年度 >	< 16年度 >	< 17年度 >	< 18年度 >
・創業等支援融資商品による融資	1.9千件 179億円	⇒ 2.8千件 250億円	⇒ 5.4千件 603億円	⇒ 6.9千件 742億円
・政府系金融機関等との協調融資	0.3千件 374億円	⇒ 0.7千件 684億円	⇒ 0.8千件 987億円	⇒ 0.7千件 803億円

2. 経営改善支援により支援を行った債務者の改善実績は、各金融機関の取組みが既に一巡し、困難事案が多いなか、第1次アクションプログラムの実績と比べて微減。ビジネスマッチングの取組みは大幅に増加。

・経営改善支援取組み先のランクアップ率 (正常先除く)	<15～16年度(第1次AP)>	24.5%	⇒	<17～18年度(第2次AP)>	22.1%
・ビジネスマッチングの成約案件	6.2千件	⇒	10.4千件	⇒	15.9千件 ⇒ 24.0千件

3. 事業再生については、対象が小口、困難事案に拡大する中、中小企業再生支援協議会の活用件数は堅調に推移。再生手法の中ではDES（デット・エクイティ・スワップ）やDIPファイナンスが引き続き活用されている。

・中小企業再生支援協議会の再生計画策定先	201件 2,305億円	⇒	302件 3,422億円	⇒	380件 3,572億円	⇒	391件 2,803億円
・整理回収機構の支援決定先	3件 608億円	⇒	10件 631億円	⇒	22件 942億円	⇒	38件 1,176億円
・企業再生ファンドへの出資	109億円	⇒	168億円	⇒	169億円	⇒	162億円
・DES（債務の株式化）	29件 175億円	⇒	33件 261億円	⇒	24件 191億円	⇒	34件 256億円
・DDS（債務の資本的劣後ローン化）	7件 56億円	⇒	57件 281億円	⇒	64件 257億円	⇒	51件 166億円
・DIPファイナンス (法的再生手続に至った企業に対する運転資金の供給)	152件 566億円	⇒	188件 192億円	⇒	136件 160億円	⇒	563件 197億円

4. 担保・保証に過度に依存しない融資については、財務制限条項を活用した融資やシンジケートローンの組成金額が増加。また、動産・債権譲渡担保融資が幅広く普及しつつある中で、特に動産担保融資については、実績が少額ながらも急増。

・財務制限条項を活用した商品による融資	2.1千件 339億円	⇒	3.6千件 954億円	⇒	5.4千件 2,031億円	⇒	4.5千件 2,385億円
・シンジケートローンの組成	219件 2,993億円	⇒	420件 4,792億円	⇒	567件 5,245億円	⇒	635件 6,700億円
・動産・債権譲渡担保融資 (うち動産担保融資)	10.0千件 1,102億円	⇒	19.0千件 1,737億円	⇒	23.5千件 1,998億円	⇒	18.2千件 2,029億円
	(個別に把握せず)	⇒	(同左)	⇒	27件 47億円	⇒	153件 131億円





### 3. 利用者における見方（各施策に対する評価）

#### (1) 事業再生・中小企業金融の円滑化への取組み

創業・新事業支援、経営相談・支援、顧客への説明態勢・相談苦情処理、人材育成の各項目は、いずれも積極的評価が消極的評価を上回っている。

しかしながら、担保・保証に過度に依存しない融資については、なお、若干ながら消極的評価が上回っており、事業再生への取組みについては、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	創業・新事業支援機能等の強化	経営相談・支援機能の強化	事業再生への取組み	担保・保証に過度に依存しない融資等	顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化	人材の育成（※）
積極的評価	39.5 (24.5)	50.7 (33.5)	24.3 (18.5)	41.6 (20.4)	51.7 (27.6)	35.6 (34.3)
消極的評価	38.3 (48.6)	32.8 (45.5)	40.7 (44.8)	42.4 (61.2)	25.3 (43.7)	33.4 (33.3)

（単位：％、カッコ内は15年度分の調査結果（※は17年度分）。積極的・消極的評価の合計と100％との差は「分からない」との回答。以下同じ。）

#### (2) 地域の利用者の利便性向上への取組み

情報開示については、積極的評価が消極的評価を上回っているものの、利用者満足度重視の経営確立については、なお、若干ながら消極的評価が上回っている。また、地域再生のための連携、地域貢献については、引き続き消極的評価が多い。

調査項目	地域貢献等に関する情報開示	地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立	地域再生推進のための各種施策との連携等（※）	地域貢献（金融活動を通じた地域経済への貢献等）の状況
積極的評価	42.4 (25.0)	44.5 (36.4)	25.3 (24.3)	32.9 (30.3)
消極的評価	35.3 (46.2)	45.5 (46.6)	39.7 (40.8)	43.9 (47.3)

### III まとめ

地域密着型金融については、2次のアクションプログラムの4年間に、件数・金額を見ると、総じて着実に実績が上がっているが、利用者からは、事業再生への取組み、担保・保証に過度に依存しない融資、地域貢献等がなお不十分であるとの指摘がある。

先般とりまとめられた金融審議会報告書においては、「事業再生をはじめとした取引先企業の支援強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」の3項目について、各金融機関に引き続き取組みを求めており、その際「利用者ニーズを的確に把握し、経営戦略へのフィードバックに繋げる」ことも必要としているところ。

これらを踏まえた各金融機関の一層の取組みを期待するとともに、当局としても必要なフォローアップを行ってまいりたい。



地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について  
—地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を—  
《金融審議会 金融分科会 第二部会報告 概要》

現状認識

《これまでの成果》

- 取組み件数・金額の実績は着実に向上。
- 基本的概念・個々の手法は浸透・定着。
- 不良債権比率は低下。「緊急時」から「平時」対応へ。

《不十分な点、課題》

- 金融機関の取組みは、二極化傾向。
- 事業再生、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等は不十分との評価。
- 収益向上に結びついているか途半ば。
- 例示項目がチェックリストと化し、その消し込みに留まっているとの指摘。
- 2年期限の計画、半期報告というプログラム形式が経営の自由度を制約、短期的に成果が上がる取組みを助長との批判。

《新たな環境》

- 主要行等との競争激化、ゆうちょ銀行、政策金融改革等の新しい動き。
- 少子高齢化、財政事情の悪化の下、地場産業の空洞化、中心市街地の空洞化、これらを通じた大都市と地域の二極化など、地域に多くの問題。
- 再チャレンジ支援の観点も踏まえ、地域経済の活性化を総合的に図っていく必要。「点」の事業再生を地域全体の「面」的再生につなげていくことが課題。

基本的考え方

- 地域密着型金融の必要性の確認
  - ・ 地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要。
  - ・ コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠。
- 地域金融機関は、地域の面的再生でも貢献可能
  - ・ 地域の情報ネットワークの要として、資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり。
  - ・ このニーズへの適切な対応は、収益獲得に向けたビジネスチャンス。
- 適切なコミットメント
  - ・ 地域貢献に際しては、コストを意識し、自らの収益にもつながる持続可能な貢献をすることが重要。

具体的取組み内容・推進体制

【具体的取組み内容】

- 金融機関に共通して取組みを求める内容としては、地域密着型金融の本質に係わる、
  1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
  2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底
  3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の3点に限定。  
具体的取組み方法は各金融機関に委ねる。
- 協同組織金融機関については経営力強化を引き続き求める一方、中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的取組みを推進。
  - ・ 個別機関には、協同組織性を活かした取組み、地域への貢献・還元を期待。
  - ・ 中央機関・業界団体には、ネットワークを活かした他機関との連携、個別金融機関の余裕資金運用機能の一層の活用等を期待。

【推進体制】

- プログラム形式をとらず、監督指針に盛り込み恒久化。
- 画一的・総花的な計画策定・報告は求めず、日常の監督の中でフォローアップ。
- 自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス。
- 年1回程度の実績公表。取組み事例公表。
- 中央・地方両レベルでの関係機関・関係省庁との連携強化。

# 地域密着型金融の取組みに係る今後の監督上の枠組みについて

## 「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要) (金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

### ○ 地域密着型金融の必要性・基本的考え方

- ・地域金融機関の生き残りのためには、地域密着型金融のビジネスモデルの確立・深化が必要
- ・コストを認識し、これに見合う収益獲得につながるよう、顧客・地域ニーズの把握、「選択と集中」の徹底・深耕が不可欠
- ・地域の面的再生でも貢献可能(資金供給者としての役割に留まらず、情報・人材面でも果たせる役割あり)
- ・適切なコミットメント(地域貢献に際しては、コストを意識し、収益につながる持続可能な貢献が重要)

### ○ 地域密着型金融の具体的内容

- 金融機関に共通して取組みを求める内容として、地域密着型金融の本質に関わる以下の三点に限定。具体的取組みは金融機関に委ねる。

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

### ○ 地域密着型金融の推進体制

#### (1) 金融機関の態勢整備

- ・収益向上に結び付けていくための内部態勢の整備、経営資源の「選択と集中」
- ・地域の利用者ニーズに対応できる人材育成や活用、関係者との連携強化

#### (2) 金融機関への要請事項

- ・取組みの重点事項・目標の経営中期計画等への明示、達成状況の公表
- ・利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック

#### (3) 行政の関与のあり方

- ・画一的な計画策定・報告は求めず、自主的に策定する経営計画の内容・進捗状況を、通常の監督の中でフォローアップ
- ・年1回程度の実績公表、取組み事例公表
- ・利用者の声の把握と結果公表
- ・自主的開示の促進とパブリック・プレッシャーを通じたガバナンス(主要計数の開示要請、金融機関の取組み成果の発表機会提供等)

#### (4) 行政当局の態勢整備(中央・地方両レベルでの関係省庁との連携強化)

## 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(概要)

### Ⅱ-5 地域密着型金融の推進

#### 1. 意義

##### (1) 経緯

- ・報告書において、これまでの成果等も踏まえ、地域密着型金融は、地域金融機関が引き続き取組みを進めていくべきものとの結論
- ・通常の監督行政の恒久的な枠組みで推進すべきとされたことから、地域密着型金融の推進について、監督指針に明確に記載

##### (2) 基本的考え方

- ⇒ 左記の報告書に記載されたものを改めて明示

#### 2. 主な着眼点

##### (1) 態勢整備(金融機関の態勢面を検証)

- ・地域密着型金融を収益向上に結び付けていくための内部態勢整備
- ・経営資源の「選択と集中」の徹底状況
- ・推進の基本方針の開示(経営の中期計画等において明示されているか)及び職員への徹底の状況
- ・人材育成・活用、関係者との連携の状況
- ・利用者ニーズの把握と経営戦略へのフィードバック、利用者評価の業務への反映状況

##### (2) 具体的取組み(以下の三分野について、積極的に取組みを行っているか検証。具体的な手法については、報告書で示された項目は例示するに留め、金融機関の自主的判断に委ねる。)

- ① ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化
- ② 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ③ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

#### 3. 監督手法・対応

- 自由競争、自己責任に基づく経営判断の尊重、地域の利用者の目を通じたガバナンスを基本とし、地域密着型金融が深化・定着するよう動機づけ、環境整備

- 個別手法の定量的な評価に終始せず、経営戦略全体における位置づけや取組みの深度等に十分留意

##### (1) 取組み状況の把握

- ・総合的ヒアリング・トップヒアリングによる定期的フォローアップ(自主的に策定する経営計画の内容及び進捗状況)
- ・年1回の実績とりまとめ公表
- ・利用者の声を把握する調査の年1回実施、結果公表

##### (2) 情報開示と市場規律を通じたガバナンス

- ・金融庁・財務局のホームページにおける主要計数及び取組み実績等の開示
- ・シンポジウムを年1回以上、都道府県又は財務事務所単位で開催
- ・先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについて、年1回事例紹介や顕彰等を実施

「地域密着型金融についての評価と今後の対応について」(概要)  
(金融審議会第二部会報告 平成19年4月5日)

(補論) 協同組織金融機関について

- ・ 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしつつ、会員・組合員でもある取引先(小規模事業者)の身の丈・ニーズに合った地域密着型金融への取組みが必要。
- ・ 具体的な取組みとしては、特に、
  - 目利き能力の向上、人材の育成
  - 身近な情報提供・経営指導・相談
  - 商工会議所、商工会、中小企業再生支援協議会等、他機関との連携に注力すべき。
- ・ さらに、例えば、
  - 会員・組合員に対する相談機能を活かした予防策を中心に、目的別ローンなども活用した、多重債務者問題解決への一定の役割発揮、
  - 個人・小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応、
  - 企業的な規模拡大を目指さず、地域・生活に密着した活動を行っているコミュニティ・ビジネスやNPOへの支援・融資(マイクロファイナンス的な取組み等)、地域社会への貢献・還元、
 について、取組みを期待。
- ・ 協同組織金融機関においては、一方で、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している、一部の業態では不祥事件により行政処分を受ける事例が多発している等の事実がある。  
したがって、協同組織金融機関は、ガバナンスの強化、コンプライアンス態勢・リスク管理態勢の強化等、経営力の強化に向けた取組みが必要。
- ・ 規模・マンパワーに制約がある個々の協同組織金融機関については、自ら態勢強化に努めるとともに、中央機関や業界団体による業務補完・支援が不可欠。中央機関・業界団体の機能充実を通じた総合的な取組みの推進を図ることも必要。

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(概要)  
(信用金庫・信用組合関連部分)

1. 地域密着型金融の取組み

(1) 主な着眼点

中小企業再生支援協議会等との連携など、左記の報告書に記載された項目を主な着眼点として例示し、信用金庫・信用組合による地域密着型金融の取組みを検証。

(2) 監督手法・対応

定期的なヒアリングの機会を活用し、経営陣の地域密着型金融への取組み姿勢等についての的確に把握。

2. 経営力の強化に向けた取組み

(1) 主な着眼点

➢ ガバナンスが相対的に弱いとの指摘や、不良債権比率が他業態に比して高い、預貸率が低下している等の事実を踏まえ、以下の点を主な着眼点とし、経営力の強化に向けた取組みを検証。

① 経営管理(ガバナンス)

② 信用リスク管理

- ・ 中小・零細企業である取引先との長期的な密度の高いコミュニケーションの確保
- ・ 中小企業再生支援協議会等の積極的な活用を含めた、的確な事業再生計画の策定

③ 市場リスク管理

- ・ 仕組債等に対する適切なリスク管理態勢整備
- ・ 中央機関による市場リスク等の管理に係る業務支援・補完機能の活用

➢ 中央機関について

傘下金融機関に対する市場リスク管理等に係る業務支援や、傘下金融機関からの余資運用・収益還元に係る取組み等を主な着眼点として記載し、傘下金融機関に対する経営力の強化に向けた業務支援・補完の取組み状況等を検証。

(2) 監督手法・対応

➢ 定期的なヒアリングの機会を活用し、経営力の強化に向けた取組み状況等についての的確に把握。必要に応じ、法令に基づく報告を求める等、監督上の対応を実施。

➢ 特に、法令等遵守の徹底の観点から、引き続き、法令違反や不祥事件等に係る監督上の措置を厳正に運用することを明記。

➢ 中央機関に対しては、傘下金融機関に対する業務支援・補完の状況等について、ヒアリング等によりの的確に把握。

### Ⅲ. その他

協同組織金融機関に係る諸計数

(19年3月末)	信用金庫	信用組合	労働金庫	農協系統
1. 金融機関数	287 金庫	168 組合	13 金庫	農協：867 組合 信農連：36 機関
2. 預金量	111.3 兆円	16.0 兆円	14.5 兆円	農協：79.7 兆円 信農連：50.0 兆円
3. 貸出金 (貸出金利回り)	63.4 兆円 (2.53%)	9.3 兆円 (3.11%)	10.1 兆円 (2.25%)	農協：21.5 兆円 信農連：6.5 兆円
4. 預貸率	57.0%	58.2%	69.5%	農協：27.0% 信農連：12.9%
5. 不良債権比率 (不良債権額)	6.5% (4.6 兆円)	10.3% (1.0 兆円)	1.10% (0.1 兆円)	農協：5.3% (1.1 兆円) 信農連：2.5% (0.2 兆円)
6. 自己資本比率 (Tier1 額)	11.9% (6.1 兆円)	10.1% (0.8 兆円)	11.7% (0.8 兆円)	信農連：19.0% (2.4 兆円)
7. 会員・組合員数	9,256 千人	3,643 千人	190 千会員 (間接構成員は9,884 千人)	農協：9,323 千人

## 協同組織中央機関（単体）に係る諸計数

(19年3月末)	信金中金	全信組連	労金連	農林中金
1. 総資産	26.0兆円	3.9兆円	4.2兆円	68.5兆円
2. 預金 (傘下金融機関からの預け金)	18.0兆円 (16.9兆円)	3.6兆円 (3.5兆円)	3.6兆円 (3.3兆円)	41.3兆円 (34.4兆円)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傘下信金の余裕資金について、信金中金への預け入れ義務はなし。</li> <li>○ 実際の傘下信金の余裕資金に係る信金中金への預け入れは約35%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傘下信組の余裕資金について、全信組連への預け入れ義務はなし。</li> <li>○ 実際の傘下信組の余裕資金に係る全信組連への預け入れは約50%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 傘下労金の余裕資金について、労金連への預け入れ義務あり。(預金の11%以上)</li> <li>○ 実際の傘下労金の余裕資金に係る労金連への預け入れは約75%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農協・信農連は、各上部機関への預け入れ義務あり。 〔農協→信農連:2/3以上 信農連→農林中金:1/2以上〕</li> <li>○ この結果、余裕資金について、農協から信農連・農林中金への預け入れは約90%、同じく信農連から農林中金への預け入れは約65%となっている。</li> </ul>
3. 有価証券残高 (有価証券運用利回り)	16.4兆円 (1.29%)	2.8兆円 (1.05%)	3.3兆円 (1.25%)	43.8兆円 (4.18%)
4. 自己資本比率	19.9%	16.4%	20.8%	12.8%
5. 資本増強制度の活用実績	(累計) 34金庫、3,280億円 (残高) 29金庫、2,452億円	(累計) 31組合、356億円 (残高) 23組合、296億円	(累計) 1金庫、60億円 (残高) 1金庫、20億円	(累計) 2信農連、13農協、394億円 (残高) 2信農連、13農協、394億円 (注) 資本増強は、農林中金や信農連等が出資する(社)ジェイエイバンク支援協会(基金)が実施している。